

令和 2 年 6 月定例議会 議案概要			担当課	子育て応援課	種別	条例														
議案番号	議案第 66 号	議案名	琴浦町放課後児童クラブ条例の一部改正について																	
目的	<p>小学校の長期休業期間中のみ開所する長期休業期間児童クラブを新設するため、期間、利用料等について改正を行うもの。</p>																			
内容	<p>1 利用料の区分追加 以下の区分及び利用料を次のとおり定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位期間</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">長期休業期間のみ開所する児童クラブ</td> <td rowspan="4">期間利用料</td> <td>学年始休業期間</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>夏季休業期間</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>冬季休業期間</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>学年末休業期間</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>利用料の表全体を改正しているが、既存の放課後児童クラブの利用料の改正はありません。</p>						区分		単位期間	利用料	長期休業期間のみ開所する児童クラブ	期間利用料	学年始休業期間	1,500円	夏季休業期間	6,000円	冬季休業期間	1,500円	学年末休業期間	1,500円
	区分		単位期間	利用料																
	長期休業期間のみ開所する児童クラブ	期間利用料	学年始休業期間	1,500円																
			夏季休業期間	6,000円																
冬季休業期間			1,500円																	
学年末休業期間			1,500円																	
<p>2 設置場所 名称及び位置を次のとおり定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期休業期間児童クラブ</td> <td>琴浦町大字徳万266番地 5 (生涯学習センター)</td> </tr> </tbody> </table>						名称	位置	長期休業期間児童クラブ	琴浦町大字徳万266番地 5 (生涯学習センター)											
名称	位置																			
長期休業期間児童クラブ	琴浦町大字徳万266番地 5 (生涯学習センター)																			
<p>3 長期休業期間の定義について 学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)第 29 条第 1 に基づき教育委員会が定める休業日とする。</p>																				
補足事項	<p>施行日 令和 2 年 7 月 27 日</p>																			